



こりゃ、ほっとけん！

保つと険NEWS

第11号

平成24年

10月10日(水)

発行所 顧問料不要の三輪会計事務所


〒541-0051 大阪市中央区備後町2-4-6 森田ビル1F ☎：06-6209-7191

総合HP：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp> 自動見積はこちら：<http://www.zeirishi-houshu.com> (禁無断転載・ネット上を含む)

退職金積み立てプラン

社長！役員報酬の引き上げを検討されているのであれば、引き上げをする代わりに、保険を活用して退職金の積立を検討してみませんか？

退職金は、役員報酬や役員賞与よりも税制上優遇されていますので、役員報酬で取るよりも退職金で取る方が節税につながるケースがあります。

メリット① 税務上のメリット	メリット② 社会保険制度上のメリット						
<p>退職所得にかかる税金 $= (\text{退職慰労金} - \text{①退職所得控除額}) \times \text{②} 1/2 \times \text{③税率(分離課税)}$</p> <p>①退職所得控除額は以下の算式に基づいて算出されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤続年数</th> <th>退職所得控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年以下</td> <td>40万円×勤続年数 (最低80万円)</td> </tr> <tr> <td>20年超</td> <td>800万円+70万円×(勤続年数-20年)</td> </tr> </tbody> </table> <p>②退職所得控除後の課税所得が1/2となります。 ③他の所得と分けて課税されます。</p>	勤続年数	退職所得控除額	20年以下	40万円×勤続年数 (最低80万円)	20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)	<p>退職慰労金には社会保険料がかかりません。</p> <p>「役員報酬」には、厚生年金や健康保険などの社会保険料がかかりますが、「退職慰労金」には、社会保険料がかかりません。</p> 
勤続年数	退職所得控除額						
20年以下	40万円×勤続年数 (最低80万円)						
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)						

実際に、下記のケースで比較検討してみましょう！

- 【前提条件】 ※ 給与支給前の利益は2,700万円、中小法人を前提に法人税等を計算
 ※ 社長の所得は給与のみとし、所得控除、社会保険料を考慮しない
 ※ 復興税制を考慮しない
 ※ 役員報酬の引き上げ分と同額を積立タイプの生命保険料の支払にあてる(年間300万円、1/2損金10年後に100%の解約返戻金があるものとする)

ケース① 役員報酬を年間1,500万円、10年間支給する場合(総額1億5,000万円)

法人税等 年間3,765,000円×10年=3,765万円
 所得税等 年間3,860,000円×10年=3,860万円

合計 7,625万円

ケース② 役員報酬を年間1,200万円、10年間支給し、退職金を3,000万円支給する場合(総額1億5,000万円)

法人税等 年間4,396,600円×9年=3,957万円
 (10年目は退職金支給により利益0になる)
 所得税等 年間2,635,000円×10年=2,635万円
 退職金に係る所得税等 405万円

合計 6,997万円

628万円
の
節税に！

※法人税法上、高すぎる退職金は損金になりません。

退職金積み立てプランは、現状把握と将来設計をしっかりとっておかなければなりません。プランニングに当たっては、三輪会計事務所までご相談ください。

お問合せシート

保険のプロ代理店：顧問料不要の三輪会計事務所
(ING生命保険、日本生命他多数生保取扱い)

フリガナ	
会社名	
フリガナ	
氏名	
住所	〒
TEL	
FAX	
E-Mail	@

■どのようなご相談ですか？（下記チェックしてください。複数選択可）

- 法人の節税プランを考えてほしい
- 相続対策プランを考えてほしい
- 保険の現状分析をしてほしい
- 無駄な保険がないか見直しをしてほしい
- 保険を活用したいいい運用プランを考えてほしい
- その他

ご相談は
無料

FAX 06-6209-8145

※この用紙をFAXしてください。

TEL 06-6209-7191



hukumoto@zeirishi-miwa.co.jp

※弊社お客様は担当者へ直接ご連絡ください。

保険のプロ代理店：顧問料不要の三輪会計事務所

(ING生命保険、日本生命他多数生保取扱い)

〒541-0051 大阪市中央区備後町2-4-6 森田ビル1F TEL: 06-6209-7191 FAX: 06-6209-8145